

蒲郡市新規漁業就業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市新規漁業就業者支援補助金（以下「補助金」という。）は、蒲郡市の漁業従事者が減少し、高齢化が進む中、将来的な漁業の持続的な発展を目指すため、蒲郡市に所在する漁業協同組合（以下「1次受入機関」という。）、1次受入機関に属する漁業者及び漁業を営む法人（以下「2次受入機関」という。）並びに将来独立・自営して漁業を営む意欲のある研修生（以下「研修生」という。）に対して行う研修等（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額は別表のとおりとし、別表の各項に掲げる必要な経費について、補助金を交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請手続)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市新規漁業就業者支援補助金交付申請書（第1号様式から第3号様式までのいずれか）にその他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、蒲郡市新規漁業就業者支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、申請者は、申請を取下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6条 第4条の規定による交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市新規漁業就業者支援補助金変更申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市新規漁業就業者支援事業実績報告書(第6号様式)にその他市長が定めるものを添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。